

## 西都市における産業振興施策促進事項

令和2年8月5日作成  
宮崎県西都市

### I. 産業振興施策促進区域

山村振興法に基づき指定されている振興山村である旧三納村、旧三財村、旧東米良村を産業振興施策促進区域とする。

### II. 産業振興施策促進期間

産業振興施策促進事項に掲げられた取組については、令和2年10月1日から令和7年3月31日まで行うこととする。

### III. 産業振興施策促進区域における産業の振興を促進する上での課題

#### (1) 西都市の産業の現状

##### 【全般】

本市は、宮崎県のほぼ中央に位置し、東西約26km、南北約36kmで、総面積は438.79km<sup>2</sup>、そのうち森林が約77%を占めている。中央部を北西から南東に流下する一ツ瀬川本流及びその支流の三財川、三納川の流域沿いの平野・台地部と、市の中心部から北や北西に展開する山間部で構成されている。

本市の気象条件（平成30年）は、年平均気温17.1℃、年降水量2,834mm、年間日照時間は2,188時間と、温暖な気候である。

##### 【農業】

本市の経営耕地面積は約3,500ha（うち、振興山村地域は約1,500ha）、農家（販売）戸数は約1,600戸（うち、振興山村地域は約620戸）、農家1戸あたりの経営面積は約2.2ha（うち、振興山村地域は約2.4ha）である。温暖な気候条件を踏まえ、振興山村地域では、早期水稻、ハウス胡瓜をはじめとする施設園芸、牛を中心にした畜産が盛んで、ゆずなどの果樹生産もしている。西都市全体で約230億円の農業粗生産額があり、そのうち振興山村地域の農業粗生産額は4割程度である。

##### 【林業】

本市の森林面積は、33,700ha（民有林22,400ha、国有林11,300ha）で、人工林の面積

は 15,500ha（民有林 9,900ha、国有林 5,600ha）、利用期を迎える林分は約 8 割となっている。

#### 【製造業】

平成 30 年工業統計調査結果によると、本市には製造業が 42 事業所立地しており、製造品出荷額は本市全体で約 276 億 6 千万円である。また、木材は本市の地域資源の一つであるが、木材製造業は 7 社が立地しており、主に製材販売を行っている。

#### 【農林水産物販売業】

農林水産物販売業は振興山村地域内に 2 店舗立地しており、地元の農林産物やその加工品を販売している。

### (2) 西都市の産業振興を図る上での課題

#### 【農業】

この地域で農業振興を図る上で、農地基盤再整備等の条件改善をはじめ、農地の集約化、担い手育成・確保、鳥獣被害の防止、新品目及び高収益作物栽培の推進、スマート農業の導入、共同及び大型機械の導入、農業用施設の強靱化、国際化及び 6 次産業化などを行う必要がある。また持続可能な開発目標への取組を目指していく。

#### 【林業】

この地域で林業振興を図る上で、林道及び作業道の整備、森林整備の推進、施設等の導入、林業従事者及び後継者の育成、再造林事業の推進などを行う必要がある。

#### 【製造業】

地域資源である柚子や竹などの農林産物について、資源の再利用や高付加価値化を目指すためにも、加工品の開発等、関連施設及び機械の整備、販売促進などを行う必要がある。

#### 【農林水産物販売業】

農林水産物等販売事業においても推進が課題となっており、推進体制の構築、インターネット販売などのオンライン化の整備及びその充実、海外輸出等の販路拡大、販売促進活動の強化などを行う必要がある。

#### 【6 次産業化関係関連】

6 次産業化の更なる推進も課題となっており、新たな商品開発、施設機械の導入及び再整備、既存商品のブラッシュアップ、販売機能（オンライン化など）の充実、販路拡大に

向けた活動などを行う必要がある。

#### 【その他】

農林水産業全ての分野において、事業導入、施設等整備及び経営再建等の際に資金面での課題があり、利子助成などの低利の融通等を行う必要がある。

域内の農林水産業者の設備投資をより良く促進させるために、税制上の優遇措置である租税特別措置法及び不均一課税などの活用を促進する必要がある。

域内の農林水産業者の就業促進及びその定着のため、他産業との連携、相談体制の構築及びその強化などを行う必要がある。

域内の振興にかかる情報発信について、各関係機関と連携して取り組む必要がある。

#### IV. 産業振興施策促進区域において振興すべき業種

農業、林業・木材産業、畜産業、製造業、農林水産物販売業

#### V. IVの業種を振興するために行う取組の内容及び関係団体との役割分担等に関する事項

##### ○西都市

- ・ 農業生産基盤（農地、かんがい施設、農道等）の整備及びその改良
- ・ 農地中間管理機構の活用の推進
- ・ 農地耕作条件改善事業等を活用した条件不利地の改善及び耕作放棄地解消
- ・ 新規就農者への支援
- ・ 農業用ハウス団地及び集約化の整備
- ・ スマート農業の推進に向けた農業機械導入及び施設整備
- ・ 農林水産物等販売強化に向けた体制整備
- ・ 鳥獣被害の防止への支援
- ・ 農林水産省所管及び他省庁所管の補助金等交付財産活用事業の推進
- ・ 林道、作業道の整備
- ・ 間伐等の森林整備の推進
- ・ 造林事業の推進
- ・ 森林境界等の明確化の推進
- ・ 未利用・低利用森林資源（間伐材等）の利活用の推進
- ・ 林業就業者への支援
- ・ 各種畜産業への支援
- ・ 設備投資を促進するための租税特別措置及び地方税の不均一課税の活用の推進
- ・ 山村活性化支援交付金の活用の推進

- ・域内外他産業との連携による労働力の確保推進
- ・産業振興のための各種補助事業の利用推進
- ・低利の融資制度の情報提供
- ・域内産業の連携及び創意工夫による新産業分野の創出及び起業への支援
- ・域内の振興全般にかかる情報発信

○宮崎県

- ・農業生産基盤の整備
- ・農地中間管理機構の活用の推進
- ・新規就農者への支援
- ・鳥獣被害の防止への支援
- ・林道・作業道の整備
- ・間伐等の森林整備の推進
- ・林業従事者の育成・就業支援
- ・造林事業の推進
- ・未利用・低利用森林資源（間伐材等）の利活用の推進
- ・低利の融資制度の情報提供
- ・設備投資を促進するための租税特別措置及び地方税の不均一課税の活用の推進
- ・産業振興のための各種補助事業の利用推進
- ・林業・木材産業改善資金の貸付
- ・6次産業化の支援

○西都商工会議所

- ・研修等による人材育成
- ・経営相談への対応

○西都市三財商工会

- ・研修等による人材育成
- ・経営相談への対応

○一般社団法人西都市観光協会

- ・域内の観光関連イベントの情報発信

○西都農業協同組合

- ・研修等による人材育成
- ・各農家への営農指導

- ・農産物のブランド化に向けた販売促進活動の強化
- ・農林水産物等販売業の推進のための推進体制の整備及び販売促進体制の強化

○児湯広域森林組合

- ・作業道の整備
- ・間伐等の森林整備の実施
- ・林業従事者の育成・就業支援
- ・造林事業の実施
- ・果樹及び林産物の販売促進及び加工品の製造

○関係機関が連携して実施する取組

- ・就農支援体制の構築と就農地及び施設の整備への支援
- ・6次産業化の推進体制整備・販売促進活動の強化
- ・地域資源の掘り起こしとその資源を活用した製造販売分野の育成とその強化
- ・未利用、低利用の森林資源の活用に向けた検討及び推進体制の構築
- ・特産品である柚子等の加工品の開発、生産体制の構築、販売促進活動の強化
- ・持続可能な開発目標に向けた方策の検討及び実施体制の構築に向けた協議
- ・通信販売に向けた方策の検討及び推進体制の構築
- ・関係機関の情報共有の推進

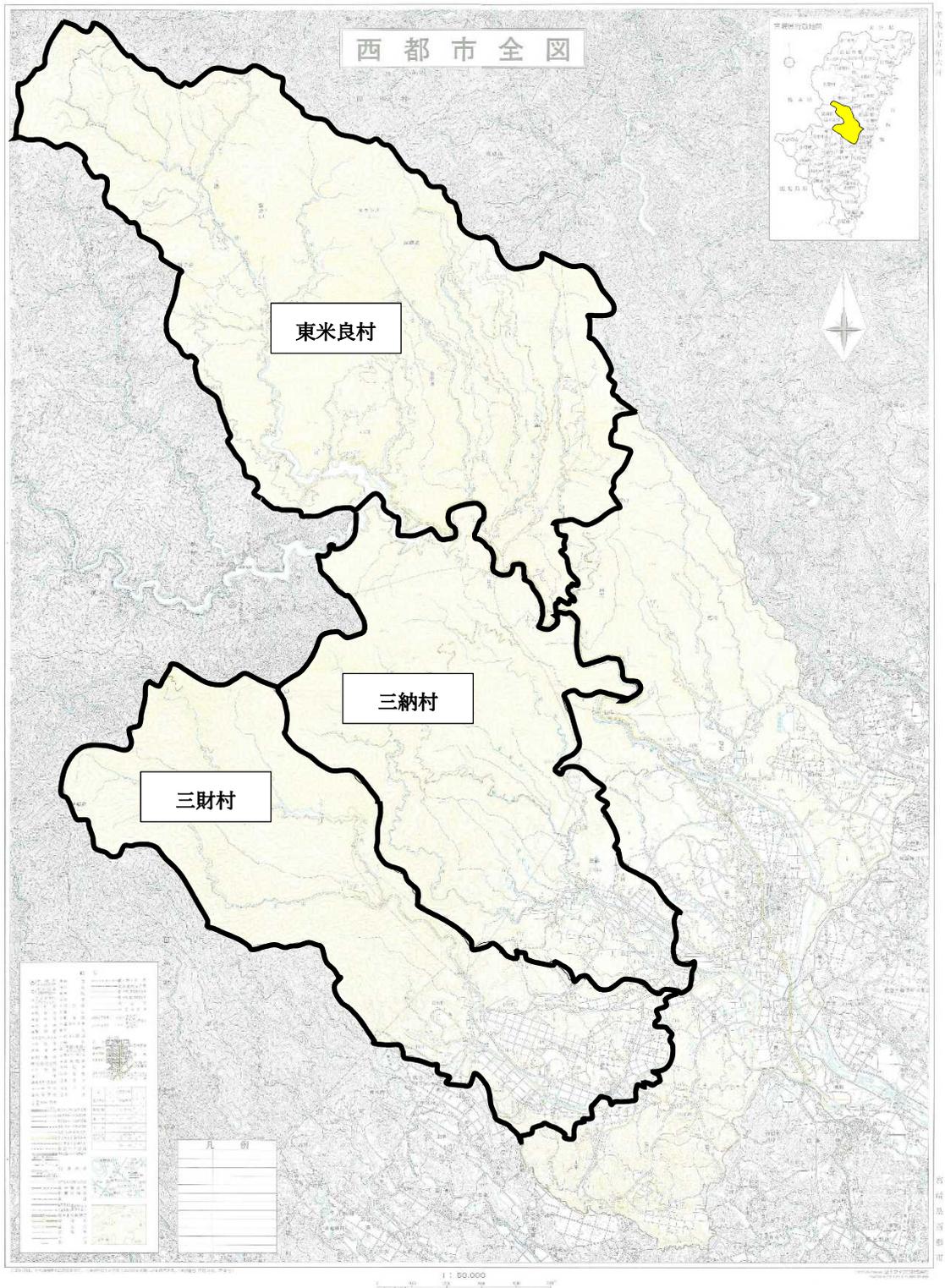
VI. 産業振興施策促進事項の目標

産業振興施策促進期間の終期までの目標は以下のとおり。

	地域資源を活用する製造業	農林水産物販売業
新規設備投資件数 (投資額)	1件 (500万円)	1件 (500万円)
新規雇用数	1人	1人
租税特別措置の適用件数 (適用額)	1件 (60万円)	1件 (60万円)
不均一課税の適用件数 (適用額)	1件 (9万円)	1件 (9万円)

なお、これらの実績については租税特別措置の適用実績や、市内の事業者への聞き取り調査等により把握するとともに、産業振興施策促進期間の最終年度の翌年度にホームページ等を利用し、達成状況等を公表することとする。

西都市産業振興施策促進区域位置図



西都市産業振興施策促進事項 工程表

事業		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
振興すべき業 種の振興促進 をするために 行う事業	① 租税特別措置の活用 推進					
		事業者による措置の活用				
	② 地方税の不均一課税 の活用推進					
		事業者による措置の活用				

- ① 産業振興施策促進事項を取りまとめ、租税特別措置の活用を推進する。
- ② 固定資産税（市）・不動産取得税（県）にかかる不均一課税の活用を推進する。